

大家さん・不動産事業者さん向け

住宅確保要配慮者 居住支援ガイドブック



京都府居住支援協議会

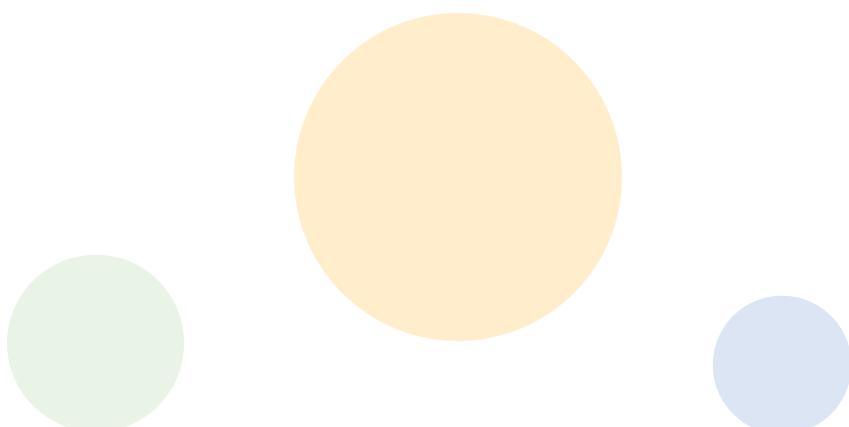
はじめに

京都府における75歳以上の高齢者の人口割合は平成27年の12.9%から令和7年には19.0%、令和17年には20.1%になるといわれています。単独世帯の高齢者の割合は平成27年の34.3%から令和7年には37.5%、令和17年には41.5%になると推計されています。

また、障害のある方が施設や病院から地域の中で生活ができるよう「地域移行」の取組が進められるとともに、就労・就学などのために滞在する外国人が増加傾向にあるなど、賃貸住宅経営において、住宅確保要配慮者の入居に関する機会が増えています。

その一方で、家賃滞納に対する不安、孤独死への心配等から住宅確保要配慮者の受け入れに対して不安を感じる大家さんも少なくありません。生活の基盤となる住まいを確保し、誰もが安心して住み続けられるためには、居住支援協議会、行政の取組だけでなく、大家さん、仲介業や賃貸管理業などの不動産事業者さんのご理解・ご協力が欠かせません。

このため、京都府居住支援協議会では、皆様の不安を少しでも軽減できるよう、住宅確保要配慮者に対する支援制度や相談窓口の情報、受入れにあたってよくある不安への対応策などをまとめたガイドブックを作成しましたので、住宅確保要配慮者への住宅提供の取組にご活用ください。



もくじ

| | |
|---|----|
| 住宅セーフティネット制度について | 1 |
| 住まいの提供にあたっての不安と対応策 | 3 |
| ① 家賃の支払いに関する心配 | 3 |
| ② 居室内での転倒などの事故が心配 (バリアフリーに対応していない) | 5 |
| ③ 障害のある方の入居が不安/認知症等意思の疎通が困難になるのが不安 | 6 |
| ④ 外国人の入居が不安 | 8 |
| ⑤ ひとり親家庭の受入れが不安 | 9 |
| ⑥ 安否が心配 | 10 |
| ⑦ その他の相談窓口 | 13 |



住宅セーフティネット制度について

住宅の確保にお困りの高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯などの方々と、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度で、次の3つの柱で構成されています。

1

セーフティネット住宅の登録制度

賃貸住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」(以下「登録住宅」という)として登録することができます。登録住宅の情報は、「セーフティネット住宅情報提供システム」という専用ホームページで提供されます。

| | |
|--------|--|
| 主な登録要件 | <ul style="list-style-type: none">住戸の床面積は原則として 25 m²以上住宅設備を有すること（台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室）耐震性能を有すること建築基準法、消防法に反しないこと |
| 入居対象者 | 住宅確保要配慮者及び一般の方 |
| 家 賃 | 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないものであること |

登録をお考えの場合には、京都市の物件は京都市に、それ以外の市町村の物件については京都府に登録申請してください。登録手続きは「セーフティネット住宅情報提供システム」から行うことができます。

2

登録住宅の改修・入居への経済的支援

住宅の登録促進を図るため、登録住宅の改修費に対する融資・補助制度があります。詳細はP.5をご確認ください。

3

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

京都府では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、以下の取組を行っています。

(1) 居住支援協議会の設置

地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等により「京都府居住支援協議会」を設立し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な取組を進めています。

(2) 居住支援法人の指定

賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなどを行うNPO法人等を府が指定しています。

☞ 詳細は京都府のホームページをご覧ください。

京都府 居住支援法人

検索



(3) 高齢者等入居センターの登録

京都府居住支援協議会では、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者を「高齢者等入居センター」として登録しています。

☞ 詳細は京都府のホームページをご覧ください。

京都府 高齢者等入居センター

検索



● 住宅確保要配慮者とは

京都府では誰もが生き生きと暮らし幸せを実感できる「共生の京都府」、また「子育て環境日本一」の実現に向けて住宅確保要配慮者を以下のとおり設定しています。

| | |
|---------------------------------------|---|
| 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定されている者 | <ul style="list-style-type: none">・ 低額所得者・ 被災者（発災後 3 年以内）・ 高齢者・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者・ 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にいる者をいう。）を養育している者 |
| 同法施行規則第 3 条第 1 号から第 10 号に規定されている者 | <ul style="list-style-type: none">・ 外国人・ 中国残留邦人・ 児童虐待をうけた者・ ハンセン病療養所入所者・ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者・ 北朝鮮拉致被害者・ 犯罪被害者等・ 生活困窮者・ 更生保護対象者・ 東日本大震災による被災者 |
| 京都府賃貸住宅供給促進計画で規定する者 | <ul style="list-style-type: none">・ 海外からの引き揚げ者・ 新婚世帯・ 原子爆弾被爆者・ 戦傷病者・ 児童養護施設退所者・ LGBT・ UIJ ターンによる転入者・ これらの者に対して必要な生活支援等を行う者・ 妊娠している者がいる世帯 |

住まいの提供にあたっての不安と対応策

① 家賃の支払いに関する心配

- 連帯保証人が確保できないため、家賃の不払いのリスクがある
- 長期入院により家賃の振り込みが遅れてしまうおそれがある
- 離職などにより収入が減り、家賃が支払えなくなるおそれがある

住宅の賃貸借契約を結ぶときには、主に家賃の滞納等に備えて債務を保証するために保証人が必要となることがあります。住宅確保要配慮者の方々が賃貸住宅へ入居したい時に、このような保証人が見つからないため入居が困難なケースもあります。

💡 対応策

家賃集金に管理会社を利用する

家賃集金を管理会社に代行してもらうことによって、未入金の際の督促なども含めて入金などの煩雑な作業を行わなくともよくなります。

☞ 適正な業務を行う賃貸住宅管理業者については、国土交通省の「賃貸住宅管理業者登録制度」があり、登録された情報は国土交通省のホームページで確認できます。

国交省 賃貸住宅管理業者

検索



家賃債務保証制度を利用する

金銭的な保証として、入居者が保証業者に保証料を支払うことで、家賃滞納時に、保証会社が入居者に代わって家賃債務を立て替え保証する「家賃債務保証制度」があります。

☞ 適正な業務を行う家賃債務保証業者については、国土交通省の「登録家賃債務保証業者登録制度」があり、登録情報は国土交通省のホームページで確認できます。

国交省 家賃債務保証業者登録制度

検索



※家賃のほか、明け渡し時の原状回復費用、残存家財の撤去の保証を含んだものもありますが、補償内容及び保証料は商品によって異なりますのでご注意ください。

☞ 外国語対応が可能な家賃債務保証業者はこちらから確認できます。

登録家賃債務保証業者 外国人の言語対応サポート

検索



入居者が生活保護受給者の場合、「代理納付制度」を利用する

☞ P4 「住宅扶助費の代理納付制度」参照



住宅確保要配慮者の方へ向けた支援として次のような制度があります。

❖ 住宅扶助費の代理納付制度

賃貸住宅に入居する生活保護受給者に対しては、家賃相当額の住宅扶助費、共益費相当額を含む生活扶助費の支給があります。これらの住宅扶助費等は、原則として、受給者本人に給付されますが、福祉事務所の判断によって、住宅扶助費を直接大家さんなどに支払う代理納付制度が活用できます。

また、令和2年4月1日の厚生労働省通知により、家賃を滞納している者、もしくはセーフティネット住宅に新たに入居する生活保護受給者については原則代理納付を適用することとされました。

☞ 京都府のホームページから、お住まいの地域の問い合わせ先をご確認いただけます。

京都府トップ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 >
生活保護 > 生活保護に関すること > 福祉事務所一覧



❖ 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症・物忘れのある方、知的障害や精神障害のある方で福祉サービスを利用するための手続きがよく分からぬ方、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な方を対象に福祉サービスの契約や支払いなどのお手伝いを行う事業です。

☞ 社会福祉協議会のホームページから、お住まいの地域の相談窓口を確認できます。

❖ 生活福祉資金貸付制度

所得が少ない世帯、障害者、療養や介護を必要とする 高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

☞ 詳しくは、お住まいの地域の社会福祉協議会へお問い合わせください。

京都府社会福祉協議会 ○○市

検索



❖ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）

離職や廃業又は本人の都合によらない理由で収入が減少し、住居を失った、又は失うおそれが高い方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限額：生活保護制度の住宅扶助額）を支給する制度です。

☞ 詳しくは、お住まいの自立相談支援機関にお問い合わせください。

京都府トップ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 >
生活困窮者自立支援制度 > 京都府内自立相談支援機関一覧



② 居室内での転倒などの事故が心配（バリアフリーに対応していない）

- 段差につまづき部屋内で転倒しやすい
- 手すりがないと体を支えるのが難しい
- 膝が悪く和式便所や入浴が大変

今後、単身高齢者の方が増加する状況の中、バリアフリー化された住宅の需要が高まることが予想されます。大家さんに対する改修費補助や融資、大家さんが同意することで入居者に住宅改修費が支給される制度もあります。

💡 対応策

大家さんに対する補助制度融資制度を利用する

独立行政法人住宅金融支援機構（JHF）「賃貸住宅リフォーム融資」

セーフティネット住宅として登録した住宅をリフォームする資金又は登録住宅とするためにリフォームする資金を対象とするものです。

☞ 制度の詳細は JHF のホームページ (<https://www.jhf.go.jp/>) でご確認ください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

セーフティネット住宅として登録した住宅で、住宅確保要配慮者専用の住宅として10年以上管理すること等の条件を満たす場合、改修費等を補助する事業です。

☞ 詳細は国土交通省のホームページ（「住宅セーフティネット制度について」）から補助金の募集ページをご確認ください。

～バリアフリー化の例～

- 手すりの設置
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便所の改良
- 床材を滑りにくい仕上材へ改良



住宅確保要配慮者の方へ向けた支援として次のような制度があります。

❖ 介護保険制度

要介護者等が、自宅に手すりを取り付ける等の住宅改修を行おうとするとき、その費用の一部が支給されるものです。大家さんの許可が必要となりますので、入居者と原状回復に関する条件等について工事前によく話し合っておきましょう。

☞ 詳しくは市町村介護保険担当課にご相談ください。

介護保険担当課 京都府 ○○市

検索

③ 障害のある方の入居が不安/認知症等意思の疎通が困難になるのが不安

- 契約手続きや金銭管理が難しい
- どんな障害か分からない
- トラブルがあったとき、どう対応したらよいか分からない

住宅確保要配慮者のなかでも、特に、高齢者世帯や障害者世帯の入居者に関しては、認知症や判断能力の低下により、自己判断による契約や金銭管理ができなくなる等の不安があります。また、日常生活におけるほかの入居者や近隣住民とのトラブルや、住宅の使用方法に対する不安があるため、入居が難しい場合があります。

💡 対応策

事前に親族や関係者などの連絡先を把握しておく

障害のある方や認知症の方には権利擁護に関する各種サービスがあり、成年後見人やケアマネジャー、相談員といった支援者がいる場合があります。

入居に当たっては、障害の種類や特性等について関係者が十分に理解できるようなヒアリングの機会を設けることが重要です。また、入居中には支援者が間に立って生活支援を行うことで、日常生活のトラブルを防ぐことができます。

P.14の「入居者情報シート」を活用して、入居者が利用している医療・福祉制度の公的サービスや親族、支援を受けている団体などの関係者情報、見守り体制や福祉サービス等の利用状況を事前に把握しておくことも有効です。

早めに行政や支援機関などへの相談を勧める

入居者の様子がいつもと違うなど、心配な場合には、親族や関係者など（いわゆる緊急連絡先）に連絡して対応をお願いし、認知症や何らかの病気が疑われる際は、早めに行政や支援機関などへの相談を勧めてください。



住宅確保要配慮者の方へ向けた支援として次のような制度があります。

❖ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方を法的に保護し、支援するものです。

☞ 成年後見制度についてのお問い合わせ先は京都府のホームページに掲載の「成年後見制度のごあんない」をご覧ください。

京都府トップ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 >
高齢者又は障害者 > 成年後見制度のごあんない



❖ 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

☞ P4をご参照ください。

❖ 認知症地域相談窓口事業所（認知症あんしんサポート相談窓口）

地域事情を踏まえた相談ができる身近な相談窓口として、地域密着型の介護保険事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）において「認知症あんしんサポート相談窓口」を設置しています。認知症に関する不安や悩み、介護の方法等について、認知症ケアに習熟した施設職員が個別に丁寧に対応します。

☞ お問い合わせ先など、詳しくは「きょうと認知症あんしんナビ」をご覧ください。

きょうと認知症あんしんナビ

検索



❖ 地域包括支援センター（在宅介護支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉・健康・医療などの様々な面から、総合的な相談に応じる機関です。市町村が直接あるいは委託して運営している公的な相談窓口です。

☞ お住まいの地域の地域包括支援センターは府のホームページから確認できます。

京都府トップ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 >
介護 > 介護予防 > 地域包括支援センター



❖ 障害者福祉のてびき

障害者についての様々な支援の施策や制度、あるいは相談窓口などを紹介する冊子です。

☞ 詳しくは京都府のホームページからご確認いただけます。

京都府 障害者福祉のてびき

検索

❖ 障害者就業・生活支援センター

身近な地域で、障害者の就業面と生活面の支援を一体的に行い、障害者の雇用の促進や職業の安定を図る障害者就業・生活支援センターが各障害保健福祉圏域に設置されています。

☞ お近くの障害者就業・生活支援センターは府のホームページからご確認いただけます。

京都府 障害者就業・生活支援センター

検索



④ 外国人の入居が不安

- ゴミ出しのルールが守られない
- 生活騒音が気になる
- 円滑なコミュニケーションがとれない

外国人の方は文化や生活様式の違いなどから、日本の生活ルールやマナーを知らない場合や、礼金や連帯保証人など、日本の賃貸借契約に係る事項や習慣に馴染みがない方もいます。

💡 対応策

外国人向けのガイドブックなどを活用する

近隣トラブル等を未然に防ぐためには、日本の賃貸借契約の手続や生活習慣、標準契約書などを外国語で掲載しているガイドブック等を活用し、部屋の使い方やゴミ捨ての方法などの住まい方のルール等について契約時に確実に伝えることが重要です。

「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」（国土交通省）

標準契約書の外国語翻訳、入居の約束チェックシートなどを掲載

「部屋探しのガイドブック」（国土交通省）

部屋の探し方、契約の手続き、入居後の注意点など、日本で部屋探しをして生活をする上で必要な基礎知識や役立つ情報を掲載

国土交通省 外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居について

検索

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

ごみの分け方・出し方ルールブック

市町村が発行するルールブックを利用してゴミ出しのルールを説明することが有効です。ゴミの出し方を多言語化している自治体もあります。



住宅確保要配慮者の方へ向けた支援として次のような制度があります。

❖ 公益財団法人京都府国際センター 京都府多言語生活相談

生活や言葉に関する困りごとに多言語で対応しています。外国人住民、外国人住民と関わりのある府民の方など、どなたでもご利用いただけます。 ☎ TEL: 075-681-4800

京都市在住の方は、(公財) 京都市国際交流協会 (TEL : 075-752-3511) へご相談ください。

⑤ひとり親家庭の受入れが不安

- 毎月の家賃の支払いは大丈夫だろうか
- 子どものことでひとり悩んでいるようだ
- 子どもの泣き声が頻繁に聞こえ、心配

💡 対応策

ひとり親家庭の相談窓口等を把握しておく

ひとり親家庭の相談窓口や子ども・子育てに関する相談窓口を把握しておくとトラブルがあった際に有効です。

家賃の集金を安定化する

家賃の支払いに心配がある場合などには、家賃債務保証会社の利用など家賃の集金を安定化するなどの対応が考えられます。

☞ P3 「家賃の支払いに関する心配」



住宅確保要配慮者の方へ向けた支援として次のような制度があります。

❖ 子育て支援の相談窓口（子育て支援情報 未来っ子ひろば）

お住まいの市町村の児童福祉担当課や地域子育て支援拠点、子育てサポートセンター、京都府の保健所、児童相談所で相談に対応しています。

☞ 各相談窓口は京都府のホームページからご確認いただけます。

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 子育て・青少年 >
子ども・子育て支援 > 子育て支援情報 未来っ子ひろば



❖ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金

母子・父子・寡婦家庭を対象とした資金貸付事業としては母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業があります。借入に当たっては生計維持の状況等について審査を受ける必要がありますので、借入を希望される方は、事前にお住まいの市町村を管轄する府保健所の母子・父子自立支援員にご相談ください。

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 健康・医療 > 府の保健所 >
京都府内の保健所一覧



6 安否が心配

- 入居者としばらく連絡が取れない、所在が分からない
- 新聞や郵便物がたまっている
- 夜になっても電気がつかない日が続いている

💡 対応策

最初に行うこと

- ①入居者への連絡が取れずに、長期不在や安否が気掛かりな場合などには、まず、緊急連絡先へご連絡ください。
- ②安否確認など早急な対応が必要と思われるときには、警察にご連絡ください。

⚠️ 注意

居室での死亡が疑われるような場合でも、入居者の許可がなければ、原則として室内の確認ができません。住居侵入等の違法行為になる可能性がありますので、室内の確認を行う場合には必ず警察の立会いのもと行うようにしてください。

やっておきたい事前準備

(1) 事前の情報把握

- ①入居者が長期不在にするときには、大家さんや管理会社に事前に連絡するよう、契約書に定められている場合もありますが、別に文書を交わしておくことも有効です。

☞ 「入居時に交わす文書」サンプル

<https://www.mlit.go.jp/common/001207396.pdf>



国土交通省「大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック解説版」

- ②「入居者情報シート」を活用して、入居者が利用している医療・福祉制度の公的サービスや親族、支援を受けている団体などの関係者情報、見守り体制や福祉サービス等の利用状況を事前に把握しておくことも有効です。

☞ P14 「入居者情報シート」

(2) 一定の期間満了で契約が終了する定期建物賃貸借や、賃借人が亡くなったときに契約が終了する終身建物賃貸借といった制度を活用する

終身建物賃貸借とは賃借人が死亡することによって賃貸借契約が終了する（相続されない）契約をいいます。

終身建物賃貸借を利用する場合の標準的な契約書に位置付けられた「残置物の引き取り等」に係る条項を契約書に含めておくことにより、残置物の処理が円滑に行える可能性があります。この制度の活用には府（京都市の物件については京都市）の認可が必要です。

(3) 入居者の死亡事故に備えた保険の活用

入居者の死亡を原因とする原状回復費用や空室発生による家賃損失を補償する保険商品、家財整理を行う民間サービスなどを活用することも有効です。

家財保険の情報については、業界団体の各ホームページで確認できます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

検索



一般社団法人日本損害保険協会

検索



住宅確保要配慮者の方へ向けた支援として次のような制度があります。

緊急時に備えて、安否確認や緊急時の対応に関する市町村や民間のサービスの利用も考えられます。市町村によっては「安否確認」や「緊急時の対応」について、「緊急通報機器の貸出」や「配食サービス」等の福祉サービスを行っている場合があります。

民間事業者では電話による安否確認や宅配事業者による訪問確認、センサーを設置したガスマーターや電気ポットの使用状況による安否確認、専用端末による緊急時の通報システム等を提供しています。

入居者が介護保険サービスの公的制度を受けている場合は、担当のケアマネジャーによるモニタリングや、訪問介護・通所介護等の介護サービスの利用によって安否確認が行えます。

入居者が亡くなったとき

①関係者への連絡

賃貸借契約締結時に確認した関係者へ連絡します。関係者が親族等ではない場合は、親族等の有無やその連絡先を知っているかなども確認します。

死亡報告となると慌ててしまうこともあるので、伝えたいことはあらかじめメモしておくとよいでしょう。

②相続人の特定・連絡

困ってしまうのが、相続人や親族等が特定できない場合です。

孤独死などの場合は、警察が親族等を調査します。警察が親族等を把握しているなら、「賃貸借契約の件で連絡を取りたい」と伝えてもらいましょう。

③賃貸借契約の解除

入居者が死亡しただけでは、賃貸借契約は終了しません。借家権は相続人に相続されるため、相続人に対して解約手続きを行う必要があります。

相続人が遠隔地に居住している場合や、住所は判明していても連絡が取れない場合は、内容証明により解除通知を送付します。

④残置物の処分

賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残置物の処分を請求します。

残置物については、入居時の契約において、その処理に関する条項を設けておくことが考えられます。

相続人が請求に応じない場合でも、原則として大家さんが処分することはできず、相続人の同意を得る必要があります。それでも同意が得られなければ、裁判所の手続きを経て処分します。

また相続人のいない入居者の残置物については、裁判所による相続財産管理人の選任を経て、所定の手続きに従うことになりますので、弁護士、司法書士や行政書士等にご相談ください。

⑤原状回復工事の実施

通常の原状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなどし、特殊清掃等を実施します。

死亡後時間が経過している場合は、その影響範囲も広くなるため、畳の入替えや床の張替えなどが必要になってくるケースもあります。

⑥賃料債務などの精算

賃貸借契約解除日までの賃料や残置物の処分費、室内の原状回復費の支払いは、相続人に継承されます。

残置物処理や原状回復の費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証、賃貸人加入の損害保険等によって保障される場合もあります。

※家財保険等による補償内容は、商品によって異なりますので、お気をつけください。

参考

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

入居者の死亡時に限らず、賃貸物件からの退去時には貸主と借主との間でトラブルが発生しやすいものです。特に敷金の返還や原状回復費用については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表し、その中で原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示しています。

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

検索

残置物の処理等に関するモデル契約条項

賃借人が死亡すると、賃借権と物件内に残された家財（残置物）の所有権は、その相続人に承継されるため、相続人の有無や所在が分からぬ場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることがあります。

単身の高齢者が死亡した際に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、国土交通省及び法務省が、「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を公表し、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係るひな型を示しています。

残置物の処理等に関するモデル契約条項

検索

宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン

国土交通省が、「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」を公表し、取引の対象不動産において過去に人の死が生じた場合において、宅地建物取引業者が宅地建物取引業法上負うべき義務の解釈について示しています。

宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン

検索

7 その他の相談窓口



他にも以下のような住宅確保要配慮者の方へ向けの支援窓口があります。

❖ 公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

犯罪や事故などの被害にあわれた方、ご家族、ご遺族、周囲の方からのご相談をお受けします。

● 犯罪被害者サポートダイヤル 0120-60-7830

月～金曜日 13:00～18:00 ※祝・休日、8/12～16、12/28～1/4を除く

● 犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室 0120-783-974

月・木曜日 12:00～16:00 ※祝・休日、8/12～16、12/28～1/4を除く

入居者情報シート

「入居者情報シート」は万一の際に必要な手続をスムーズに進めるために、大家さんや仲介・賃貸管理業の方が事前に把握しておくことが望ましい情報を、入居者ご本人に記入していただくものです。入居申込書の補助シートや契約時の添付書類としてご活用ください。

※シートへの記入は任意です。住宅確保要配慮者は非常に弱い立場であることを念頭に、なぜその情報が必要なのかを説明し、同意を得て、十分な配慮のもと記入を依頼（聞き取り）してください。

| 入居者情報シート | | | | 作成日 年 月 日 |
|---|--------------|------------|---|---|
| 【基本情報】 | | | | 更新日 年 月 日 |
| 入居者 | ふりがな 氏名 | | | 外国人の場合 国籍：() 言語：() 対応可能な言語：() |
| | 入居物件 (住所) | () | | |
| 【連絡先情報】 | | | | |
| ① | 氏名 | 電話番号 | | |
| | 住所 | 間柄 | <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他() | |
| ② | 氏名 | 電話番号 | | |
| | 住所 | 間柄 | <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他() | |
| ③ | 氏名 | 電話番号 | | |
| | 住所 | 間柄 | <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他() | |
| ※かかりつけ医やケアマネジャー、相談支援専門員、ケースワーカーなどを記入いただくと、様々な場面で有効です。 | | | | |
| 医療機関* | 名称 | | | |
| | 電話番号 | | 住所 | |
| 医療機関* | 名称 | | | |
| | 電話番号 | | 住所 | |
| 介護保険・障害福祉 サービス情報* | 事業所名 | | | |
| | 電話番号 | | 担当者名 | |
| 介護保険・障害福祉 サービス情報* | 事業所名 | | | |
| | 電話番号 | | 担当者名 | |
| 介護保険・障害福祉 サービス情報* | 事業所名 | | | |
| | 電話番号 | | 担当者名 | |
| その他* 行政サービス | 実施 機関名 | サービス 内容 | | |
| | 電話番号 | | 担当者名 | |

京都府居住支援協議会 2022年12月時点

1/2

シートの様式は、府のホームページからダウンロードできます。

京都府居住支援協議会

検索



メモ

メモ

京都府居住支援協議会

事務局：京都府建設交通部住宅課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

TEL:075-414-5361

